

イギリスの再生可能エネルギー法制

岡久 慶

- I 再生可能エネルギーの意義
- II 再生可能エネルギーの現状
- III 再生可能エネルギー振興政策の現状
- IV 2004年エネルギー法
- V 今後の展望—原子力発電との関係

イギリスは従来、再生可能エネルギー振興政策を市場メカニズムに委ね、関係する法律をほとんど持たなかった。しかし、地球温暖化ガス、特に炭酸ガスの排出削減が大きな政策課題として扱われるようになったことから、その方針も変わりつつある。

本稿においては、近年のイギリスにおける、再生可能エネルギー振興を目的とした、より直接的な立法動向を紹介する。

I 再生可能エネルギーの意義

イギリスにおける現在のエネルギー政策を俯瞰できる資料は、2003年2月に刊行されたエネルギー白書『我々のエネルギーの未来：低炭素経済の創造』^(注1)である。白書はその題名通り、炭素を排出する化石燃料に依存した経済からの脱却を目指しており、具体的には次の目標を掲げている。

- (1) 炭酸ガス排出による気候変動を抑制するため、2050年の排出量を1990年比で60%まで削減すること。
- (2) 北海油ガス田を中心とする国内資源の枯渇に備え、安定したエネルギー供給手段を確保すること（エネルギー安全保障）。^(注2)
- (3) イギリスの内外で競争力の高いエネルギー

市場創出を促すこと。

- (4) 全ての家庭に十分な暖房を適切な価格で提供すること。

目標の重要度は、上記の番号の順に順位をつけられるとみられており、イギリスのエネルギー政策上、最も重要な課題は炭酸ガス排出の削減である。

これらの目標達成の上で最も確実かつ安価な手段は、エネルギー効率を向上させることであり、それに次いで再生可能エネルギーの開発が、重要な役割を果たすことを期待されている。特に上記(1)の目標を達成するためには、2050年には全電力生産の30%から40%を再生可能エネルギーとする必要がある、と白書は述べている。

なお、2002年度における電力生産は3840億KWhであり、その構成は、ガスが38%、石炭が32%、原子力が23%、石油その他が4%、再生可能エネルギーが3%^(注3)である。

II 再生可能エネルギーの現状

イギリスにおける再生可能エネルギーの開発は、他の欧州諸国と比較して遅れており、ECコミッションの報告によっても、2002年度における再生可能エネルギーによる電力生産の対総合発電量比率は、フランスが14.4%、ドイツが8.1%だったのに対し、イギリスは2.8%に過ぎない。^(注4)

同年度において再生可能エネルギーの78%は発電に利用され、その総発電量は約109億5100万KWh^(注5)である。その発電量の内訳は、大規模水力発電が45億8400万KWh、バイオガス（主

に埋立地ガス)が30億7600万 KWh、内陸風力発電が12億5100万 KWh、有機廃棄物利用発電が9億5800万 KWh、固形バイオマス利用発電が8億7000万 KWhとなっている。

2002年度における洋上風力(offshore Wind)発電量は、500万 KWhと太陽光発電量の300万 KWhと並んで低いが、イギリスは、長い海岸線を持つためヨーロッパにおける洋上風力発電の3分の1を占める潜在能力を持つといわれ、将来的な再生可能エネルギー開発が最も期待されている分野である。2003年度には、その発電量は1000万 KWhと倍増している。

イギリス政府の当面の目標は、総電力供給に占める再生可能エネルギーによる電力供給の割合を、2010年までには10%に、2020年までにはさらに高めて20%にすることであるが、貿易産業省は、2010年の目標達成に必要な「のびしろ」は風力発電にあると論じている。

イギリスは従来、再生可能エネルギーの発展を市場の動向に委ね、政府が直接関与しない方針をとっており、そのため再生可能エネルギーの振興を直接対象とする法律はほとんどなかった。白書も、上述した目標達成のために必要な燃料の組み合わせ(fuel mix)は市場が定め、と論じる一方で、この方針だけでは再生可能エネルギー発展に不十分であると認めている。このことを裏付けるように、白書刊行以降の立法動向をみると、再生可能エネルギーの振興を直接の目的をより直接的に掲げた規定が導入されている。その代表的なものが、後述する2004年エネルギー法(Energy Act 2004 (c.20))である。

とはいえ、イギリスの国策としての再生可能エネルギー振興は、あくまでも市場主導である。2004年法の規制影響評価における、「(政府は)勝者を選ばない、故に2010年における10%という目標の中に個別(の再生可能エネルギー)の目標は存在しない。」という再生可能エネルギー

購入義務の原則に関する文言にも、その市場主導主義を明確に見て取ることができる。^(注7)

Ⅲ 再生可能エネルギー振興政策の現状

現行の再生可能エネルギー振興の主な手段としては、資金助成と再生可能エネルギー発電への優遇措置の2つがある。

(1) 再生可能エネルギー事業への助成金

貿易産業省は、再生可能エネルギー開発のリスク及びコストの軽減を目的として、資金助成制度(Capital Grants Scheme)を運営しており、ニューオポチュニティー基金(New Opportunities Fund)^(注8)からも再生可能エネルギー開発に資金が供出されている。これらの資金助成によりイギリス政府が再生可能エネルギー開発支援に費やす金額は2002-03年から2005-06年にかけて、3億5000万ポンド(約700億円)と見積もられている。

現在の主要な助成金プログラムには次のものがある。

○海洋再生可能エネルギー展開基金(Marine Renewables Deployment Fund)

貿易産業省が2004年8月2日に発表した計画で、5000万ポンド(約97億7950万円)が計上されている。同基金は波力・潮力発電の研究開発成果を商用化するために用いられると見込まれる。

○洋上風力資金助成制度(Offshore Wind Capital Grant Scheme)

洋上風力発電の早期の発展を促し、コスト軽減と信頼性向上を目的とする制度であり、助成を受ける資格が認定された事業に対して交付される。2002年に第1回、2003年に第2回の交付が行われ、それぞれ2000万ポンド(約39億9340万円)、4200万ポンド(約83億3614万円)であった。第3回の交付用に4000万ポンド(約79億8680万円。内1000万ポンドは

ニューオポチュニティー基金が供出)が交付されることとなっている。

○バイオエネルギー助成金制度 (Bioenergy Capital Grants Scheme)

特に、エネルギー作物の効率的利用方法と、バイオマスを利用したコジェネレーション・システム (熱電併給システム。以下、「コジェネ」とする。) の早期開発事業に対する助成金を支給する制度であり、既に開始されている。3000万ポンド (約59億9010万円) を計上し、またニューオポチュニティー基金が3600万ポンド (約71億8812万円) を交付することとなる。

またこれに関連した助成金制度として、環境・食料・農村地域省が2000年から始めているエネルギー作物助成金制度 (Energy Crops Scheme) がある。これはエネルギー作物栽培を行う場合1ヘクタールにつき、920ポンドから1600ポンド (約18万円から31万円。作物によって異なる) の助成金を土地所有者に交付する制度である。計上された予算は2900万ポンド (約57億9043万円) で、2006年まで継続する。

○大規模太陽光発電デモンストラーションプログラム (Major Photovoltaics Demonstration Programme)

2002年3月26日、貿易産業省が開始した計画で、2002年4月1日から2006年3月31日まで継続する。住居その他の建築物に太陽光発電装置を設置した個人又は組織に、設置費用の平均50%が交付される。

当初の予算は2000万ポンド (約39億9340万円) であったが、その後3100万ポンド (約61億8977万円) まで増額された。

○クリアスカイ助成金制度 (Clear Skies Scheme)

貿易産業省が資金を供出し、建築物研究所 (Building Research Establishment) が管理

運営を行う、再生可能エネルギー設備の設置を行った個人又は非営利組織 (地方自治体、住宅建築組合、学校等) に助言を行い、助成金を支給する制度で、2003年に開始された。

家屋所有者は400ポンドから5000ポンド (約7万円から99万円)、非営利組織は10万ポンド (約1996万円) までの助成金を受けることができる。

対象となる再生可能エネルギー設備は、太陽熱給湯器、風力タービン発電機、小型水力タービン発電機、地熱ポンプ、木質ペレット使用の暖房機やストーブ、木質ペレット使用のボイラー等である。

当初は2005年までの継続が計画され、助成金として計上された予算は1000万ポンド (約19億9670万円) であったが、2004年9月、施行をさらに1年延長し、予算を250万ポンド (約4億9917万円) 追加することが決定された。

(2) 再生可能エネルギー発電への優遇措置

イギリス政府は、現在、次の再生可能エネルギー優遇制度を運用している。

○再生可能エネルギー購入義務と再生可能エネルギー証書^(注10)

再生可能エネルギー購入義務 (Renewable Obligation。以下 RO とする。) は、1989年電力法 (Electricity Act 1989 (c.29)) で導入された「非化石燃料系電力購入義務 (Non-Fossil Fuel Obligations, NFFO と呼ばれる。)」に代わって、2000年公共事業法 (Utilities Act 2000 (c.27)) に基づき導入された制度である。^(注11)

実質的な内容は、2002年再生可能エネルギー購入義務命令 (The Renewables Obligation Order [Statutory Instrument 2002 No.914]) によって定められており、2002年4月1日に施行された。

この命令の下、イングランド及びウェール

ズの電力供給事業者は、利用者にとって過度の負担とならない価格の範囲で、供給電力の一定の割合を再生可能エネルギーによって発電されたものとするのが義務づけられている。その割合は、2002年4月1日から2003年3月31日にかけては3%と設定されているが、2010年までには10.4%までに引き上げられることになっている。

スコットランドでも、2002年再生可能エネルギー購入義務(スコットランド)命令(The Renewables Obligation [Scotland] Order 2002 [Scottish Statutory Instrument 2002 No.163])に基づき、ROと同様のスコットランド再生可能エネルギー購入義務(Scottish Renewable Obligation。以下SROとする。)が2002年4月1日から施行されている。スコットランド政府は、同地域の水・風力の電力開発を進めることで、2010年には再生可能エネルギーの割合を18%に引き上げることが可能であるとしており、さらに2020年には40%にまで引き上げること为目标としている。^(注12)

認可された再生可能エネルギー発電事業者は、1000 KWhの発電量につき、再生可能エネルギー証書(Renewables Obligation Certificate、以下ROCという)、スコットランドではスコットランド再生可能エネルギー証書(Scottish Renewables Obligation Certificate。以下SROCという)を獲得する。電力供給事業者は、義務づけられた再生可能エネルギーの割合に匹敵するだけのROC(スコットランドではSROC)を購入しなければならず、命令で定められた電力量に証書の電力量が達しない場合、1000 KWhにつき30ポンド^(注13)の課徴金を納付しなければならない。納付された金額は、再生可能エネルギー発電事業者に、獲得したROCに示された電力量に応じて還付される。

RO及びSROの対象となる再生可能エネルギーは、風力、太陽光、地熱、バイオマス、廃棄物、埋立地ガス、下水ガス及び水力である。ただし、水力については、2002年4月より前に建設された2000万ワット未満の水力発電又は2002年4月以降に運転を開始した水力発電に限定される。

○気候変動税の免除

気候変動税(Climate Change Levy)はイギリス政府が京都議定書への対応を目的として、1999年3月の予算案提出時に導入した施策である。気候変動税は家庭以外におけるエネルギー使用について課税し、これを温暖化対策及び社会保障負担に充てるというもので、徴収された額に応じて全事業主による保険料負担分(national insurance contribution)が減らされ、結果として、産業界の税負担は全体として差し引きゼロとなる。

再生可能エネルギーによって発電された電気の使用は、気候変動税の課税(1Whにつき4.3ポンド)が免除される。現在、免税される対象は、風力、水力(1万キロワット以下)、波力、潮力、光起電力、地熱断水層、エネルギー作物、埋立地ガス、バイオマス等を電源とするものを指す。

イギリス政府は、RO及び気候変動税を併せて、再生可能エネルギー発電が年間10億ポンド(約1996億円)の市場に発展するものと期待している。

IV 2004年エネルギー法

2004年エネルギー法は、2003年11月7日上院に提出され、2004年7月22日に成立した。この法律は、原子力発電所の解体、イギリス全体のエネルギー市場統合策等に加え、その第2部「持続可能かつ再生可能なエネルギー源」(第81条

から第132条まで)において、再生可能エネルギー振興に関連した規定を定めている。

その要点を以下に概説する。

第2部第1章(第81条-第83条)

2003年持続可能エネルギー法(Sustainable Energy Act 2003(c.30))はその第1条で、白書に掲げた目標への進捗度を年次報告することを掲げていた。2004年法はこれを改正し、新しいエネルギー源の開発及び炭酸ガス排出削減に必要な科学技術を確保するための施策に関する情報等を、年次報告書に記載することとした。次に掲げる分野におけるものがこれに該当する。

- ・クリーンコール技術
- ・炭田のメタンガス
- ・バイオマス
- ・バイオ燃料
- ・燃料電池
- ・太陽光発電(photovoltaics)
- ・波力、潮力発電
- ・水力発電
- ・小規模発電(下記参照)
- ・地熱発電
- ・その他、イギリスの炭酸ガス排出を削減する上で、主務大臣が有効と判断したエネルギー源又はエネルギー生産に関する技術小規模発電振興戦略の準備、公表、実行を、主務大臣に義務づける。小規模発電とは、50KW以下の電力又は45KW以下の熱を、次に掲げる手段によって生み出すことをいう。
- ・バイオマス
- ・バイオ燃料
- ・燃料電池
- ・太陽光発電
- ・水(潮力、波力を含む)
- ・風
- ・太陽エネルギー(solar powers)
- ・地熱

- ・コジェネ
- ・その他、イギリスの温室効果ガス排出を削減する上で、主務大臣が有効と判断したエネルギー源又は電力熱の生産に関する技術政府は、小規模発電振興のための具体的な目標設定をしないこととしている。これは既に再生可能エネルギー導入に関して具体的目標が設定されている段階で、さらに細かい目標設定を行うことが好ましくないと判断しているからとみられている。また投資家に「誤ったメッセージを送る」ことで、市場主導の再生可能エネルギー開発を目的とするROに悪影響を及ぼすことも、その理由と考えられている。

第2部第2章-第3章(第84条-第114条)

現行の制度下においては、領海12海里を超えた海域における再生可能エネルギー生産(特に期待されている洋上風力発電)を可能とする枠組がなく、白書の中でもこの分野における法制化が求められていた。

2004年法第2部第2章-第3章では、これを是正するために、国連海洋法条約(United Nations Convention on the Law of the Sea)第5部(排他的経済水域^(注14))の規定に基づき、女王が枢密院令を発することで、風及び水(具体的には風力、潮力、波力)からエネルギーを生産し、かつそのエネルギーを送る目的等のために、領海外の海域を再生可能エネルギー海域(Renewable Energy Zone)と指定することを可能とする規定が設けられた。

潮力や波力を利用した発電が未だ実効性が低い現在、この規定によって最も大きな影響を受けるのは、洋上風力発電である。2010年の目標達成に洋上風力発電が不可欠であると考えられている現在、領海外への発電設備設置を可能とする本規定は必須であると政府の規制影響評価報告書は論じている。

第2部第4章（第115条－第123条）

1989年電力法を改正し、現在年間単位で行われる電力事業者のRO達成の実態確認を、年に複数回行うことを規定した。確認の行われた時点で、ROの目標値を達成していなかった業者は、事後の課徴金を支払うこととされ、また主務大臣は課徴金支払義務履行の遅延に1日単位の追徴金を課することができる。

この改正が導入された一因として、課徴金の支払いが遅れることで、再生可能エネルギー発電事業者が不利益を被るという問題が浮上したことが挙げられる。

また、2005年2月に制定された2005年再生可能エネルギー購入義務（北アイルランド）命令（The Renewables Obligation [Northern Ireland] Order 2005 Statutory Rule 2005 No. 38]）によって施行された、北アイルランド再生可能エネルギー購入義務（Northern Ireland Renewables Obligation）に、イギリス本土のそれと互換性を持たせ、再生可能エネルギー証書がイギリス全体で取引できるようにする規定も、ここに設けられている。

第2部第5章（第124条－第132条）

主務大臣が、再生可能運輸燃料命令を発することでイギリス国内の指定した運輸燃料供給業者に再生可能運輸燃料義務（Renewable Transport Fuel Obligation）を課し、これらの業者に商品である運輸燃料の一定割合が再生可能燃料であることの証明を義務づける。ROと同じく、目標に足りない場合は、課徴金を払うことで義務を果たしたとすることができる。

再生可能燃料とは、(1)バイオ燃料、(2)バイオ燃料とその他の燃料の混合燃料、(3)化石燃料及び核燃料以外の再生可能なエネルギー源から全部が生産されたもの又は生産段階の処理がすべて再生可能エネルギーによって行わ

れたもの、(4)その他再生可能運輸燃料命令によるもの、をいう。

バイオ燃料の振興は、運輸部門における炭酸ガス排出を抑制する数少ない手段の1つとして期待されており、また通称バイオ燃料指令と呼ばれる欧州連合指令2003/30/EC^(注15)によって欧州連合加盟国に求められる目標達成^(注16)を助けるものと考えられている^(注17)。

V 今後の展望—原子力発電との関係

既に論じたように、現在のイギリスにおいて最も大きな期待を寄せられる再生可能エネルギーは、洋上風力発電である。

しかし、これまでも風力発電施設の設置には、景観を損なう、鳥を殺傷する、騒音が発生する、地価が下がる等の様々な理由で強い反対運動が起こってきた。1993年から1998年にかけて、内陸風力発電施設設置の申請18件の内16件が地元^(注18)の反対運動で却下されている。

洋上風力発電施設の設置に対しても、設置予定の地域において反対運動が起こっている。これらの反対運動は地域レベルのものであるが、自然保護団体カントリー・ガーディアン（Country Guardian）が、運動関係者間の情報交換を促進し、助言を与える等の効果的な支援を行っている。カントリー・ガーディアンは1992年に結成された非営利団体であり、これまでに申請された風力発電施設設置の89%を延期させるか、撤回させる「戦果」を挙げてきたと誇示している。この団体に関しては、副会長であるバーナード・インガム卿が元英国核燃料会社（British Nuclear Fuels）の顧問であり、現在「核エネルギーを支援する会（Supporters of Nuclear Energy）」といわれる団体の理事長を務めていることから、原子力エネルギー業界が有力なライバルとなる風力発電の発展を妨害するための隠れ蓑という指摘がなされている。

その原子力発電であるが、稼働中の原子炉は現在16基ある。しかし原子力発電は電力市場の民営化に伴う電力料金低下競争に対応できず、英国核燃料会社やブリティッシュ・エナジー等の原子力発電所所有会社は、政府の資金援助を受け、辛うじて余命をつないでいるのが現状である。^(注18)

また1999年9月14日付けインディペンデント紙の告発で、英国核燃料会社がウラン・プルトニウム混合酸化燃料（MOX 燃料）棒の安全点検のデータ捏造をすっぱ抜かれるなど、原子力エネルギー業界の安全基準に対する信頼性は失墜している。

現状において、新規の建設予定もあがっておらず、このまま老朽化した原子炉を解体していけば、2020年に電力供給に原子力発電が占める割合は7-8%になるものと考えられている。2003年エネルギー白書の位置づけでは、この減少分を補うのが、再生可能エネルギーということになる。とはいえ、再生可能エネルギーは未だ安定したエネルギー供給源としての地位を確保したわけではない。化石燃料の供給に関しては、地球温暖化問題に加え、北海油ガス田が枯渇し、海外からの輸出が国際情勢に左右されるなどの不安定要素が存在する。

この様な状況下、原子力発電が再び脚光を浴びつつある。2004年5月24日、「ガイア理論」で知られる高名な生物物理学者ジェイムズ・ラブロック氏は、地球温暖化を阻止するためには化石燃料に代わるエネルギー源の確保が必要であり、再生可能エネルギーの発展を待つ時間は残されていないと論じ、物議を醸したが、昨今のイギリスのメディアにおいても、発電過程で炭酸ガスを発生させることのない原子力発電の役割を、地球温暖化との関係で見直す傾向が顕著である。

2003年エネルギー白書は、原子力発電の経済性及び発電によって生じる核廃棄物の問題に言

及した上で、現時点では、原子力発電所新規建設は提案しないとしているが、その一方で炭酸ガス排出抑制に必要であれば将来的に新規導入も考えられるとしている。

2005年5月5日の総選挙に先立ち、ブレア首相が政権維持に成功すれば、最大10基の原子力発電所を設置する方針を、新たな白書で明らかにするであろうとの報道があったが、労働党のマニフェストも複数のエネルギー源を組み合わせる戦略の一環として、原子力発電に言及している。^(注20)

総選挙は労働党が野党との議席差を161から67に減らしながらも勝利を収めた。5月末現在、政府は原子力発電に関して明確な方針を明らかにしてはいないが、政府の首席科学顧問であるデビッド・キング卿が地球温暖化に対する短期的、一世代限りの対応措置として、原子力発電の導入が必要となる可能性を指摘している。^(注21)ただし卿は別の報道では早期の導入はないだろうとも発言している。

白書でも指摘されているように、原子力発電には核廃棄物の処理、劣悪な経済性等の問題が付きまとう。さらに、イギリスが排出する炭酸ガスを含む地球温暖化ガスの内、発電によって生じるものの割合は4分の1程度であり、原子力発電によって得られる炭酸ガス排出削減効果は低いという指摘もある。

そして実際に原子力発電を再導入するとなれば、多額の投資が必要となる。現在の原子力発電の経済効率から、「市場主導」による民間の大量投資が行われることは考え難く、過去の原子炉建設と同様に、政府による多額の負担が必要になると考えられる。そうなった場合、現在再生可能エネルギー開発に割当てられた資金が減らされることは確実であり、また、手厚い政府助成金を受ける原子力発電の台頭が、これもまた政府助成金に依存する再生可能エネルギー市場への民間投資を冷却化させる可能性が高い。

このように、原子力発電に関する政策変更は再生可能エネルギーの開発と無縁ではありえず、イギリス政府の動向が注視される場所である。ブレア首相自身は原子力発電再導入に乗り気と評されるが、これは内閣及び世論を割った論議を呼ぶ可能性が高い。

今議会を最後に勇退する意志を表明し、歴史に足跡を残すことに固執する首相が、原子力発電を置き土産に残すのか、山積する他の政権課題を優先するのか、予想がつかない。インディペンデント紙はブレア首相が原発再導入に踏み切^(注22)る可能性を、5割と予測している。

注

(1) Department of Trade and Industry, *Energy White Paper: Our energy future—creating a low carbon economy* CM5761, 2003.

<<http://www.dti.gov.uk/energy/whitepaper/ourenergyfuture.pdf>> (last access 2004.10.7)

(2) 石炭は後10年で底をつき、2006年にはガスの、2010年には石油の輸入が輸出を上回り、2020年には一次エネルギー資源の4分の3が輸出に依存すると考えられている。

(3) 総発電量に関しては、以下の資料を参照し、内訳に関しては2003年白書(前掲注[1])を参照した。International Energy Agency, *World Energy Outlook 2004*, p.194.

(4) 次の資料を参照。数値が白書のそれと微妙に異なる。Commission of the European Communities, *The share of renewable energy in the EU—Country Profiles—Overview of Renewable Energy Sources in the Enlarged European Union*, [COM (2004) 366 final], 2004.

(5) KWhとはキロワットアワーの略語であり、1キロワットの電気を1時間使った時の電力量を示す。ちなみに2002年における各国の発電量は、アメリカが3兆9930億KWh、中国が1兆6750億KWh、日本

が1兆880億KWh、ドイツが5670億KWh、フランスが5550億KWh、そしてイギリスが3840億KWhである。

IEA *Op.cit.* (3)

(6) *Op.cit.* (1), p.44.

(7) Department of Trade and Industry, *Energy Act Portfolio of Partial Regulatory Impact Assessments*, 2004, p.26.

<http://www.dti.gov.uk/energy/leg_and_reg/acts/energy_act_ria.pdf> (last access 2005.3.25)

(8) 宝くじの利益を運用する基金。2004年6月以降、ビッグロットリー基金に改組された。

(9) Building Research Establishment。建物、建築、エネルギー、環境、火災等に関する研究及びコンサルティングを行う組織であり、「建築環境財団(FOUNDATION for the Built Environment、以下FBE)」の子会社である。FBEは、建築会社及び建築研究団体等によって構成され、建築環境向上のための研究等の振興を目的とする。

(10) イギリスの再生可能エネルギー購入義務制度及び再生可能エネルギー証書は、日本でも広く知られている。再生可能エネルギー証書は、再生可能エネルギーの生産に伴って発行される交換可能な証書である。以下の文献を特に参照した。

林達也「再生可能エネルギー義務制度(RO)の実証検討(英国):導入1年目におけるROの遵守状況」『海外電力』46(6), 2004.6, pp.9-21.

(11) NFFO制度下においては、一般電力供給事業者(public electricity supplier、地域配電会社のこと)は、命令によって再生可能エネルギーによって生産された電力を、市場価格以上の値段で購入することが義務付けられていた。その一方、一般電力供給事業者は化石燃料から生産された電力の供給に課される、化石燃料税(fossil fuel levy)によって徴収された金額の中から補填を受けることができた。RO導入によって、NFFOに基づく新規の購入命令は出されることはなくなったが、命令は長期間効力を有するため、最後の命令が失効するのは2018年11月で

ある。

- (12) 2020年の目標達成のためには、洋上風力発電の大規模開発が必要と考えられている。

Scottish Executive, *Securing a Renewable Future: Scotland's Renewable Energy*, 2003.

<<http://www.scotland.gov.uk/library5/environment/srfe-00.asp>> (last access 2004.10.7)

- (13) 前前年度と前年度の年次小売物価指数のパーセント単位での変化に応じて変動する。2003年度は、1000 KWhにつき30.51ポンドだった。
- (14) 排他的経済水域における沿岸国の権利、管轄権及び義務は第5部第56条に定められており、この条の(a)項において海水、海流及び風からのエネルギー生産等に関する主権的権利が定められている。
- (15) 白書では、バイオ燃料の普及その他の施策により、2020年までに運輸における炭素効率(carbon efficiency)を10%向上させることができると見積もっている。
- (16) 正確には、「バイオ燃料及びその他再生可能燃料の運輸のための利用振興に関する欧州議会及び欧州連合理事会の2003年5月8日の指令2003/30/EC (Directive 2003/30/EC of the European Parliament and of the Council of 8 May 2003 on the promotion of the use of biofuels or other renewable fuels for transport)」である。
- (17) 2005年12月31日までに、運輸燃料市場におけるバイオ燃料及び再生可能燃料のエネルギー量を、同市場のガソリン及びディーゼルのエネルギー量の2%

以上とし、さらに2010年12月31日までに5.75%以上とする。

- (18) この理由としては、廃止措置費用が高いこと、改良型ガス炉(AGR)に多額の開発費を注ぎ込み、かつその発電コストが高いことなどが指摘されている。
- (19) James Lovelock, "Nuclear power is the only green solution." *Independent*, May 24, 2004.
- (20) Michael Harrison, "Blair set to press nuclear button." *Independent*, February 15, 2005.
- (21) Michel McCarthy, "Nuclear power may be the only way, says chief scientist." *Independent*, May 12, 2005.
- (22) "Business Analysis: Blair brief puts business centre stage; Tony Blair's third term promises big changes in a number of key areas for business and industry. The prospect of a new generation of nuclear power stations will thrust energy policy centre-stage, while transport is also likely to come to the forefront.;" *Independent*, May 11, 2005.

参考文献

- ・Brenda Brevitt, *The Energy Bill* [HL] (Research Paper 04/36), House of Commons Library, 2004.
<<http://www.parliament.uk/commons/lib/research/rp2004/rp04-036.pdf>> (last access 2004.10.7)

(おかひさ けい・海外立法情報課)